

インド国北東州道路網連結性改善事業
(フェーズ7) (協力準備調査 (有償))
DFR

日時 2022年8月26日(金) 14:00~17:49

場所 オンライン会議 (Teams)

(独) 国際協力機構

助言委員（敬称略）

石田 健一	元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 助教
小椋 健司	元日本高速道路インターナショナル株式会社 プロジェクト担当部長
谷本 寿男	元恵泉女学園大学 人間社会学部 教授
山岡 暁	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授
米田 久美子	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 フェロー

JICA

<事業主管部>

小井出 聡太	南アジア部 南アジア第一課
加藤 梢	南アジア部 南アジア第一課

<事務局>

高橋 暁人	審査部 環境社会配慮審査課 課長
小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長
安元 彩佳	審査部 環境社会配慮審査課兼監理課
ボンド ハンナ	審査部 環境社会配慮審査課兼監理課

オブザーバー

<調査団>

青木 博	株式会社パデコ
相馬 陽平	株式会社パデコ
向野 能里子	株式会社パデコ
井口 次郎	株式会社パデコ

インド国北東州道路網連結性改善事業（フェーズ7）
（協力準備調査（有償））
ドラフトファイナルレポート ワーキンググループの論点

本ワーキンググループにおける論点は以下の通り。

1. シルトの流出を防ぐ防御壁の環境緩和効果にかかる先行フェーズでのレビュー

シルトの流出を防ぐ防御壁の環境緩和効果について、必ずしも効果があったのか分からないことから、先行フェーズにおけるモニタリング結果を踏まえ緩和策を検討することの必要性が委員から指摘された。これに対し JICA より、先行フェーズでのモニタリング結果を確認し、全体会合で報告する旨を回答した。

2. 野生生物のロードキルのモニタリングについて

委員より、野生生物のロードキル（主に交通事故）にかかるモニタリングを、希少種や大型動物以外についても考慮すべきであるが、意識して情報収集すること以外に、モニタリング計画に組み込めるような、現場で容易に実施可能なモニタリング手法がないとの指摘がなされた。これに対し JICA より、現地住民・専門家からのヒアリング等の結果から、本事業の線形内に希少生物の存在はこれまで確認されず、また、大型希少動物の移動の可能性は少ないと考えられるため、ロードキルの可能性は低いのでモニタリング計画に含めていない旨を回答した。

3. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響について

環境社会配慮ガイドラインでは、非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響について、相手国等は十分な補償及び支援を適切な時期に与え、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努める必要がある旨を規定している。しかし、実際には金銭補償のみを受けた被影響住民の移転先を把握することは難しく、生活水準も含めたモニタリングは難しいことが現実であるため、委員から、近傍類地における同種同等の住居・店舗を構えるだけの補償金を実施機関が支弁すべきとの発言があり助言案5として取りまとめられた。併せて、今後、世銀等の住民移転にかかるモニタリングの実施方法を含めた Best/Good Practice の事例調査を行いフィードバックいただきたい旨、提案がなされた。

4. 地域振興・生計回復策としての道の駅の提案

日本の ODA ならではの生計回復策の一案として、日本では沿線開発ならびにドライバーの安全確保のために地域物産販売を含む情報発信機能、休息機能、地域の連携機能の促進に用いられている道の駅の導入が委員から提案された。

以 上

インド国北東州道路網連結性改善事業（フェーズ7）
（協力準備調査（有償））
ドラフトファイナルレポート

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
1.	案件概要説明、DFR 1-1	JICAによると、本案件は当初、3区間（アッサム州国道127B号線、トリプラ州国道208号線、メガラヤ州国道127B号線）を一案件として同時に実施する予定でスコーピングまで進んでいたが（スコーピング助言確定日2020年8月7日）、各区間の調査の進捗状況の違いにより、それぞれフェーズ5、フェーズ6、フェーズ7に分け、別案件として形成、DFRを作成した。この経緯をFRのChapter 1、1.1 Background of the Projectなどに記載した方がよい。（コ）	山岡委員	ファイナルレポート（以下、FR）に記載します。
2.	案件概要説明、DFR 1-1	すでに実施中のフェーズ1～4の状況の概要や課題などはFRのChapter 1などに記載した方がよい。本案件に参考にすべき点は個別に記載してもよいと考えます。（コ）	山岡委員	FRに記載します。
3.	Chapter 1	北東州の地図上に全てのフェーズ（フェーズ1から7？）での対象ルートを示しそれをDFRに掲載することが望まれます。（コ）	石田委員	フェーズ1から7までの対象ルートが記載された地図をFigure 2-4で掲載しております。全容を冒頭でご理解頂けるように、DFRのChapter 2の内容要約をChapter 1にも入れ込み、FRに記載します。
4.	事前配布資料 DFR 31-1p.	（JICAからの8月5日付け本事業WG向け配布資料のメールによれば）本案件は当初、3区間（アッサム州国道127B号線、トリプラ州国道208号線、メガラヤ州国道127B号線）を一案件として同時に実施する予定であったが、各区間の調査の進捗状況の違いにより、それぞれフェーズ5、フェーズ6、フェーズ7に分け、別案件として形成、DFRを作成といった経緯が書かれていたが、このような経緯をFRのChapter 1、1.1 Background of the Project.に記載	谷本委員	FRに記載します。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		載すること。（コ）		
5.	事前配布資料 DFR 31-1p.	また、このようなフェーズ分けを行わざるをえなくなったことによって、当初計画（3区間を一案件とする）の効果発現に関しどのような負の影響があったか、さらにそのような負の影響への緩和策があれば、同様に、FRのChapter 1、1.1 Background of the Project.に記載すること。（コ）	谷本委員	当初計画から3区間にフェーズ分けを行いました。それぞれの区間で連結性向上を通じた効果発現を見込んでおり、フェーズが分かれたことによる負の影響は特段想定しておりません。
6.	4-80～81	Fig 4-59の左図の中の丸数字は4-81ページのセクションを示していると理解して良いでしょうか。予定されていたファキルガンジープルバリが本事業から削除されたのは、WB資金で実施されたためと理解して良いのでしょうか。Fig 9-1ではMORTHが実施とも見えますが。（質）	米田委員	Figure 4-59の図表の丸数字①から⑦まではご理解の通り、4-81ページの各セクションを指しております。予定されていたファキルガンジープルバリ区間が本事業対象から削除されたのは、WB資金で実施されたためではありません。同区間については、本事業の対象から切り離され、別途道路交通省（MoRTH）が実施する予定です。
7.	1-2 2-9	インド北東州道路網連結性改善事業は本フェーズで終了でしょうか。本事業区間が最後のフェーズになった理由はなぜでしょうか。山岳地形による技術的検討のためでしょうか。（質）	米田委員	現時点では、本事業が北東州道路網連結性改善事業の最終フェーズとなる想定です。最終フェーズとなった理由は山岳地形による技術的検討のためではありませんが、本事業が最終フェーズになった経緯についてFRに追記します。
8.	DFR 6-171, 9-4	道路線形はいつ最終化されるのでしょうか？ The alignment as finalized by shifting / adjusting the centreline of the road, adopting of suitable cross-sections and adjustment of the median width to minimize land acquisition, loss of settlements and to avoid environmentally sensitive features compatible with project activities. 一方で、山間部の道路線形は地滑りを避けるように修正し、最終決定されたと理解してよいのでしょうか？ The project road includes mountainous terrain section and potential risk of landslides were identified. The road alignment was modified to	山岡委員	道路線形は既に2022年6月に道路交通省（MoRTH）の承認を経て最終化されました。ご記載の通り、道路線形は地すべりを避け、かつ住民移転等の社会影響の回避または軽減等のために修正・最終化された経緯があります。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員 名	回 答
		avoid such area and by applying appropriate slope protection measures to other cut slopes, road safety can be ensured and prevent roadblock or accidents. (質)		
9.	DFR 6-171	<p>道路線形は、環境に配慮して、これから見直すことを示唆していますが、見直すためのルールや手順を明確にした方がよいと思われま。</p> <p>The alignment as finalized by shifting / adjusting the centreline of the road, adopting of suitable cross-sections and adjustment of the median width to minimize land acquisition, loss of settlements and to avoid environmentally sensitive features compatible with project activities. (コ)</p>	山岡 委員	<p>上記の通り線形は既に最終化されており、基本的に再度修正されることはありません。</p> <p>“was”の w が抜けていた誤植と思われるので、下記の通り修正し FR に反映します。</p> <p>The alignment was finalized by shifting / adjusting the centreline of the road, adopting of suitable cross-sections and adjustment of the median width to minimize land acquisition, loss of settlements and to avoid environmentally sensitive features compatible with project activities.</p>
10.	DFR 4-110, 7-14, 10-1	<p>橋の詳細設計図は DPR に含まれていなかったようです。Fig 7—4 では、年度内にコントラクターの入札図書を作成する計画ですので、これに、詳細設計図は含まれるのでしょうか？しかし、EPC コントラクターが詳細設計をする計画（10-1）も記載されており、これでは入札に支障をきたしませんか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4.4.5 Bridges and Structures Design : The JICA Survey Team reviewed the DPR drawings and summarized the protection works in Table 4-55. ・ Bridge Design : DPR design does not include detail drawings and other details for all the bridges such as bearing capacity and protection works. ・ Such details are to be designed and analyzed by the EPC contractor. (質) 	山岡 委員	<p>DPR(Detailed Project Report)には橋梁本体に関する必要な配筋要領図が説明されております。本事業が対象とする橋梁は標準的な構造・形式ですので、コントラクターが応札に際し十分に想定可能であると考えているところ、コントラクターの応札に支障をきたすことはないと考えております。FR において、かかる情報が確認できることを追記致します。</p>
11.	DFR	図 6—2 から、2009-14、2015—18、2019-20	山岡	気候変動による降雨量増加の傾向等を踏まえ、例えば、以下の対策

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員 名	回 答
	6-4, 6-54, 6-300	<p>では、経年により、降雨量が増える傾向にあります。このような傾向を表流水位や排水、盛り立て高など、道路設計に反映する必要はないでしょうか？表 6-24 では、設計段階での気候変動の影響はないとしています。しかし、(2) Adaptation Measures (6-300) では、洪水の道路への影響が示唆されています。</p> <p>Table 6-24: Scoping Matrix Climate/Meteorological Phenomena, P : No impact is expected.</p> <p>Flooding causes river migrations in fans and flooding of roads. Road erosion, seawater inundation, or seawater influx into groundwater due to increased waves and floods, and the incidence of groundwater flooding associated therewith (質・コ)</p>	委員	<p>を設計において考慮しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 盛り立て高について、高水位（HFL）より 1.0m 上を考慮した盛り立て高を設計しています。 道路の建設による表流水の動態の変化に対応するため、円形管と比べ流下能力が大きく、堆積した土の排除などの維持管理が容易なボックスカルバートを配置する等、気候変動の影響を考慮した排水システムを計画しています。
12.	4-20 6-4 6-131 6-298～ 概要説明 12	<p>6-298 から始まるセクションでは気候変動と当該事業を分析していますが、一方、気候変動が地域に与える影響、特に、社会環境に与える影響についての分析はほとんどなされていないように思われますので、そちらもあわせて分析し DFR に記述してください。（コ）</p>	石田 委員	<p>気候変動が地域に与える環境社会面への影響については、本事業が環境社会面へ与える影響よりもより広義になりますので須らく分析ができかねることはご了承頂きますと幸いです。</p> <p>その上で、DFR の Chapter 4 においては特に洪水の影響を受けやすい地点を特定し、Chapter10 では定性的ではありますがリスク分析を行っており、その中で自然災害（地震、サイクロン、洪水）をリスク要因として位置付けしております。</p> <p>そうした検討を踏まえ、本事業は、気候変動の影響を考慮した排水システムを構築しています。そのうえで、例えばカルバートの形状を円形管からボックスカルバートに変更するような対策を検討しています。</p> <p>また、盛り立て高は、気候変動の影響を鑑み高水位（HFL）より 1.0m 上を考慮して設計済みです。</p> <p>なお、本事業の対象地域は海拔 30-500m の間に位置しています。</p>

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員 名	回 答
				<p>こうした地域に居住する人々の実態は6.9に調査結果をまとめており、これをもとに用地取得や補償などの対応がなされる予定です。</p> <p>報告書の内容と項目タイトルの整合を図るため、DFR 6.12 Climate Change Analysis といタイトルを、FR では 6.12 Climate Change Analysis about CO2 Emission へ修正致します。</p>
13.	事前配布資料 DFR 3 5-5p.	5.1.5 Earth Work Quantity Balance-Cutting & Filling の< Dumping Area Plan>において、Package-2 では、「it is essential to provide several Dumping Areas in capacity of 2,600,000m3 in total near the proposed road alignment …」とあるが、この Dumping Areas とは余剰となった掘削土の仮置き場ということか。そうであれば、余剰掘削土の最終処分はどのように行われるのか。（質）	谷本 委員	<p>この Dumping Area は余剰掘削土の仮置き場ではなく、余剰掘削土の最終処分場所となります。</p> <p>主な最終処分方法は以下の通りです。 切土を掘削機で運搬車両（ダンプトラック）に積み込み、最終処分場まで運搬し廃棄し、ブルドーザで均した後ローラーで転圧します。最終処分場と切土場が隣接しているところではブルドーザで切土を直接最終処分場に押し込みます。 地形・捨土の高さの状態によっては、土留め擁壁（捨土が高くなった場合、崩壊を防ぐ）の設置や種子吹付（根の張る雑草を吹付け、捨土斜面の表面が雨により流れ出るのを防ぐ）を行う場合もあります。</p>
14.	DFR 6-127	土取場は最終的に池に転用されるのでしょうか？これはどのような理由に基づいていますか。 Borrow areas shall be converted into ponds at least equivalent to filling.（質）	山岡 委員	詳細を確認したところ、誤認であることが判明しました。DFR における同内容を削除します。
15.	DFR 6-174	土取場の選定は、請負者だけの責任としていますが、PIU の承認が必要であれば、PIU にも責任が生じます。 Finalizing borrow areas for borrowing earth and all logistic arrangements as well as compliance to environmental requirements, as applicable, will be the sole responsibility of the contractor.（質・コ）	山岡 委員	実施機関であるメガラヤ州公共事業局：Public Work Department (以下、PWD)は現段階で土取場の候補地リストを作成しています。従いまして、実施機関または事業実施を担う PIU にも土取場選定の責任が生じる理解です。そのため、審査において責任主体を今一度確認し、FR にて当該箇所を修正致します。
16.	事前配布資料 DFR 36-16p. (6-133p	6.2.4 Forest and Ecosystem (2) Felling of Trees においては、「felling of approximately 6,185 numbers of trees.」と示されている	谷本 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採樹木数の算出根拠：現場調査に基づきます。 ・ 伐採本数数値：民有地とその他の公有地における伐採本数を含み

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員 名	回 答
	6-155)&6-48p	<p>(6-133p、6-155 にも同数が)。この伐採樹木数の根拠はどうか（現場調査に基づくのか）。この数字には民有地内の伐採対象樹木数も含まれるのか。</p> <p>他方、（6-48p の Table 6-22: Analysis of Alternatives の 5. Environment-lost Forest land (ha) and number of lost trees の欄の Option-1、Option-2、Option-3 に示される 129、25、25 という数字は、（）内記載の民有地内の伐採対象樹木数ということか。（質）</p>		<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、本事業では森林地を通過しないため、森林クリアランスは不要となります。 ・129、25、25 という数字：（）内記載の民有地内の伐採対象樹木数です。
17.	事前配布資料 DFR 36-48p	民有地内の伐採対象樹木に対する補償内容をFRに記載すること。（コ）	谷本 委員	伐採対象樹木に対する補償内容は Table 6-103 で記載しており、インド国内法に基づき対応がなされる予定です。また、Table6-86 において、伐採樹木に対する影響緩和策として代替植林にかかる詳細を記載しております。また、補償費用については、通常生計補償の一貫として Resettlement and Rehabilitation（以下、RR）コストに計上します。この点、FRに記載します。
18.	事前配布資料 DFR 36-52p.	Table 6-23: "With and Without" Project Scenarios - A Comparative Assessment の Felling of road side trees に対し代償植林が行われると記載があるが、この代償植林は本事業の範囲内で行われるのか、それとも他の担当機関が行うのか。コスト負担はどのように想定されるのか。（質）	谷本 委員	代替植林は、本事業範囲内で、実施機関設置の PIU により環境森林気候変動省：Ministry of Environment, Forest and Climate Change（以下、MOEFCC）の監督の下で行われます。同コストは、通常、補償の一環として RR コストに計上します。また、MoRTH がコスト負担する方向で調整しています。
19.	DFR 6-155&156	<p>設計段階で道路建設予定区間では 1866 本以上の木が伐採されたのでしょうか？それともこれからの伐採でしょうか？18660 本の記載もあるので、確認をお願いします。</p> <p>The Project Highway is located in a subtropical region with marked monsoon effects. Widening of roads usually leads to felling of roadside trees. In this project also, according to design stage. EIA report more than 1866 trees were cut.</p> <p>The project has a significant, direct, and</p>	山岡 委員	本事業で伐採予定の木は 6,185 本となります。そのため、該当箇所を 6,185 に修正します。その他の 1,866、18,660 は 6,185、61,850 の誤記のため、FR で修正します。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員 名	回 答
		<p>long-term impact on roadside trees in the Preconstruction stage. As the widening of proposed project road will required felling of approx.1866 number of trees. To minimize loss of trees, the following mitigation measures have been /will be adopted during the detailed design and construction stage of the project: (質)</p>		
20.	事前配布資料 DFR 36-54p.	<p>6.5 Scoping、Table 6-24: Scoping Matrix の Table 6-24: Scoping Matrix では、モンスーン期の長雨・大雨による道路や法面などからの土砂を大量に含む排水の河川への流入によって、（一時的にせよ）底質の悪化も懸念されることから、の Operation の欄には、✓を入れるべきではないか。（コ）</p>	谷本 委員	<p>Bottom Sediment について事業で排水カルバートを作るため、運用時の底質の悪化については最小限に抑えられると想定していますが、Operation の欄に✓を追加し、懸念として残し、FR にて修正致します。</p>
21.	DFR 6-26	<p>参考情報ではありますが、なぜ米国基準を用い、日本基準や IFC 基準を適用しなかったのでしょうか？ Table 6-11: Water Pollution Standards in the US (Reference) (質)</p>	山岡 委員	<p>IFC EHS Guidelines と比較して、米国基準のほうが、項目数が多いこと、海水・淡水別で詳細が示されている等の理由より、よりの確な比較ができると考えたためです。</p>
22.	DFR 6-68	<p>4 か所の表流水の測定データに基づいて、ベースラインデータおよび工事中の管理基準値は、どのように決定するのでしょうか？基準値は、Acceptable Limit あるいは Permissible Limit のどちらになりますか？ Table 6-30: Analytical Result of Surface Water Quality³ along the Project Road Disclaimer: Although MoEF/CPCB does not recommend conduct of environmental monitoring during 15th June to 30th September in India. However this particular project is being developed in accordance with the JICA requirement, Terms of Reference for which require collection and compilation of baseline</p>	山岡 委員	<p>・ベースラインデータおよび工事中の管理基準値は、水質のモニタリングから得られたデータを基準値と比較することにより決定します。Acceptable limit と Permittable limit については以下のように区別しています。</p> <p>・ Acceptable Limit は飲料水として適切な数値を示しており、この値を超えると、その水は飲料水として適切ではなくなるため、この基準値以下であることが推奨されます。ただし、代替水源がない場合には、この基準値以上の値の水質でも許容される場合があります。</p> <p>・ Permissible Limit は代替水源がない場合の飲料水としての水質の許容数値を示しており、Permissible Limit を超える場合、飲料水利用は不可となります。（Indian Standard DRINKING WATER IS</p>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		environmental status during this project (July 2020). Accordingly this collected baseline data is not prescribed to be used for compliance against Indian statutory requirement（質）		10500 : 2012 より) 上記を踏まえ、基準値は水質で許容されるパラメーターの限界値である Permissible Limit としております。
23.	DFR 6-72	4 か所の地下水の測定データに基づいて、ベースラインデータおよび工事中の管理基準値は、どのように決定するのでしょうか？基準値は、Acceptable Limit あるいは Permissible Limit のどちらになりますか？ Table 6-33: Analytical Results of Ground Water Quality ⁴ along the Project Road（質）	山岡委員	同上
24.	DFR 6-127	盛土の 1—1.5m は道路幅の拡張分でしょうか？これはどのような場合に適用されるのでしょうか？ There are 25 locations where the proposed road passes through the edge of ponds. Most of them are within the right of way very close to the alignment. Retaining walls are proposed at such locations. Earth filling may be required in some cases but limited to a narrow strip of 1-1.5 m.（質）	山岡委員	1-1.5m は道路幅員拡張の一部ではありません。これは、池を通行する道路利用者の安全確保と池の浸食防止のための擁壁として使用されます。FR にて、事前質問に対する詳細を記載します。
25.	DFR 6-127	本流に架ける橋の建設時に、魚などの水生生物の繁殖期は工事を中断するとしていますが、すでにその繁殖期は調査済みでしょうか？また、その期間は、全体工程に影響ないことも確認していますか？ Apart from this, the project road is intersecting 1 major rivers. Construction activities on bridges shall be stopped during breeding time of fish and other aquatic species.（質）	山岡委員	生態系調査（文献）により周辺に生息する水生生物の繁殖期を確認し、魚やその他の水生生物の主な繁殖期は一般的に雨季であることを確認しています。 また、橋梁建設工事に関し、雨季には基本的には大規模な工事が困難な状況となるため、工事を行わない計画です。そのため、雨季の工事中断により繁殖期が妨げられることはありません。この点は、工程計画に考慮済みであり全体行程への影響はありません。
26.	DFR 6-180	すでに実施中の道路事業でも表流水近傍の盛土工事では、シルトによる防御壁等を造り、表流水へ環境影響がないようにしていますか？	山岡委員	先行フェーズにおいても表流水近傍の盛土工事ではシルトの流出を防ぐ防御壁等を作り、表流水への環境影響がないように環境管理計画に入れ込んでおります。本事業においても、同様の対策を環境

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		これはコントラクターにとって手間ですが、神経を使う工事になります。 Contractor will construct silt fencing at the base of the embankment construction for the entire perimeter of water bodies (including wells) adjacent to the ROW and around the stockpiles at the construction sites close to water bodies. (質)		管理計画に記載しております。
27.	6-66、67	表層水サンプリングサイトが 4 か所あります (6-66、67)。これらはどのような理由でそう定められたのでしょうか。 (質)	石田委員	事業内容からサンプリング地点は 4 か所が適正と考えました。また、現地の表層水の利用状況や水系の特徴から事業調査エリアを代表する場所を検討し、これらの 4 か所をサンプリングサイトとして選定しました。
28.	6-4~5	Fig 6-3 は月別平均最高・最低気温のように見えますが、図のタイトルや本文からは年変動のように読めます。どちらが正しいのでしょうか。 (質)	米田委員	月別平均最高・最低気温を年ごとに表し、補足して解説しております。 FRにおいて Fig6-3における図を年変動のデータのものに差し替えます。
29.	6-4~6	Fig 6-2 や Fig 6-5 からは 2019 年と 2020 年に風雨が激しい状況があったように見えます。この傾向は続いているのでしょうか。 (質)	米田委員	2021 年から 2022 年についてはまだ情報が集積しておらず、現時点では本傾向が今後も継続するかどうかの判断はできかねますが、2022 年 6 月にもメガラヤ州は豪雨のため洪水等が発生しており、同傾向が今後も見られる可能性があると考えられます。
30.	6-9	最後の行に土地利用図は next figure とありますが、どれを指しているのでしょうか。 (質)	米田委員	掲載漏れとなります。FR で図を追加します。
31.	6-44	本文下から 4 行目の Table 6-15 は Figure 6-14 を指していると理解して良いのでしょうか。 (質)	米田委員	ご指摘の通りのため修正します。
32.	6-85	本文の最下行に <i>Tectona grandis</i> (チーク) が introduced されたとありますが、本種は在来種ではないのですか。 (質)	米田委員	<i>Tectona grandis</i> はインドに自生する植物であり、在来種です。ここでは、「introduced」は「planted」という意味で使われており、外来種という意味でございません。紛らわしいため、planted に修正いたします。
33.	6-85	Table 6-43 の * や ** の説明が欲しいです。* の説明は表の下の Abbreviations 以下の説明を指すのでしょうか。* * は外来種でしょうか。 (質)	米田委員	植物相の Table 6-43 中の * 印は、IUCN リストに従って同表の下に示された略語を示します。確認のうえ、FR で修正します。なお、** 印については再度確認のうえ、FR にて必要な修正を行います。
34.	6-88	本文 1-2 行目で Brahmaputra River では建設作	米田	フェーズ 3 での架橋工事を鑑み、「本事業による影響はない」に

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>業は行わないので水系生態系には影響ないと書かれていますが、本事業では行わなくても、フェーズ3で架橋工事が行われており、「本事業による影響はない」等の記述の方が適切なのではないのでしょうか。</p> <p>また、p.6-96 以下に水生動物について書かれているので、この記述はそちらの方がふさわしいのではないのでしょうか。（質）</p>	委員	書き換え、また記述を p.6-96 以降に移します。
35.	6-157	<p>下から5行目について、ditch や trench を埋めると理解しましたが、どうしてこれがロードキルの mitigation になるのでしょうか。（質）</p>	米田委員	<p>溝（ditch）と塹壕（trench）に落ちて抜け出せなくなり飢え死に、または溺れ死んだりする野生動物がいることが確認されており、これらを埋めることが緩和策につながるという理解です。</p> <p>野生動物の交通事故対策と上記の緩和策が DFR では書き分けが不明瞭であったため、FR にて修正を行います。</p>
36.	6-204	<p>Ecosystem のモニタリングに野生動物のロードキルや交通事故の記録を含めることはできないのでしょうか。</p> <p>また、フェーズ1（Nokrek 国立公園に本事業よりも近いと理解）ではロードキル等の情報は得られているのでしょうか（質）</p>	米田委員	<p>現地住民・専門家からのヒアリング等の結果から、線形内に貴重生物の存在はこれまで確認されず、また大型貴重動物の移動の可能性は少ないと考えられます。従って、ロードキルの可能性も少ないと考えられ、モニタリング項目として目下は特筆することは想定しておりません。</p> <p>なおフェーズ1においてもロードキルの情報は確認されておりません。</p>
37.	N/A	<p>補償方針(Entitlement Policy)について同事業のフェーズの違いによって補償方針の相違（例えば、残地、残物件の補償方針(後掲の No.43 参照)。ただし、市場価格のように時点、地域特性の違いを除く。）の有無如何？（質）</p>	小椋委員	フェーズ5、6、7に関して、補償方針の違いは確認されていません。
38.	DFR 3 Table6-18: Legal Framework and Applicability(P6-31)	<p>適用ガイドライン・方針について（RAP が作成された年次にも依りますが）WB OP4.12 の適用可否(Applicability)についてまとめられていますが、WB ESF との適用可否に更新（アップデート）されたらどうでしょうか。</p>	小椋委員	本事業は2022年3月31日以前に要請を受けた案件として2010年版の JICA ガイドラインを適用するため、これに沿って世銀 OP を参照しています。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員 名	回 答
39.	DFR 6-40, 6-262, 7-14	<p>(コ)</p> <p>移転に伴う補償及び支援は、JICA ガイドラインとインド法令にはギャップがあるので、JICA ガイドラインに従い、移転に先立って実施されることを事業者は了解したのでしょうか？ RAP は 2022 年 10 月から 3 年かけて工事と並行して実施する計画です (Table 6-106)。用地取得は、2022 年 10 月から 18 か月で計画しています (Fig7-4)。その後、パッケージ 1 と 2 に分けて道路工事を 2024 年 4 月に着工し、2026 年 9 月に完了する計画になっています。RAP 完了後、用地取得し、その後着工が通常ですが、ファスト・トラッキング工程になっており、工事の遅れや線形の見直しのリスクがあります。RAP と用地取得や補償の工程を見直す必要はありませんか。</p> <p>Compensation and other kinds of assistance must be provided prior to displacement. (JICA GL) Yes, timing of the assistance is missing in Highways act and relevant regulations and guidelines.</p> <p>Yes, no specific requirements under the highways act (質・コ)</p>	山岡 委員	<p>インド法令 (Compensation and Transparency in Land Acquisition, Rehabilitation and Resettlement Act, 2013) に基づく場合でも、補償及び支援を移転に先立って実施することになっており、この点で JICA ガイドラインとの乖離はありません。RAP には生計回復支援の期間も含まれておりますので、用地取得完了後に実施するのではなく、用地取得や工事と並行して行う計画となっております。現時点では工程の見直す必要があるとは考えておりませんが、補償や生計回復支援を含む RAP や用地取得の工程は審査等で改めて確認します。</p>
40.	DFR 3 Table6-90: Loss of Structure in the Project (P6-229)	<p><u>Non-Title Holder について</u></p> <p>表中の「Non-Title Holder」に Encroacher, Squatter が含まれていますか？ (質)</p>	小椋 委員	含まれています。
41.	DFR3 Table6-103: Entitlement Matrix(P6-244)	<p><u>土地に対する補償額の算定について</u></p> <p>土地(Land)の補償は市場価格(market value)に年 12%相当の利子分を乗じた補償額との記載があり、この市場価格相当額に加えて、世帯当たり 50 万ルピー+印紙税相当分(3 千ルピー/月)という一時金が賻われるという理解でしよ</p>	小椋 委員	ご理解の通りです。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員 名	回 答
		うか？（質）		
42.	DFR3 Table6-103: Entitlement Matrix(P6-244)	<p>建物に対する補償額の算定について 一方、建物 (Structure) の補償は減価償却 (depreciation) を考慮しない市場価格 (market value) 相当の補償額との記載がありますが、土地に対する補償で適用されている「年 12% 相当の利子分」については記載がありません。土地と建物の補償額算定の考え方の違いを教えてください。（質）</p>	小椋 委員	Entitlement Matrix の、建物の補償のガイドラインには、年率 12% の物価上昇対応の記載はありませんが、6.9.15(4) Resettlement and Rehabilitation Budget によれば、物価上昇率 12% は予算全体にかかっていますので、土地補償額以外にも適用されます。
43.	DFR3 Table6-103: Entitlement Matrix(P6-244)	<p>残地・残物件の補償方針について 土地・建物が部分的に ROW に抵触する場合の残地、残物件の補償方針如何？</p> <p>残地が僅少である場合、生計回復策の一環で全筆買い取るべきではないでしょうか？</p> <p>軒先のみ ROW に抵触するような場合を除き、躯体部分が ROW に一部でも抵触するような場合、残物件も全て補償対象とすべきではないでしょうか？</p> <p>また、当該補償方針（残地・残物件収用）を Entitlement Matrix に記載すべきではないでしょうか？</p> <p>（2019/11 実施の同事業フェーズ 4 の WG で小職が同様の照会を行っています。；「Entitlement Matrix の内、‘2. Loss of Structure’ (P116) の‘For partly affected structures, the DP will have the option of-claiming compensation for the entire structure, if the remaining portion is unviable.’ の記載に関して、‘Table 6.8: Scale of Impact on Structure’ との関連性を記載すること。また、</p>	小椋 委員	<p>土地・建物が部分的に ROW に抵触する場合：永続的構造物については、建物の損壊率が 40% 未満でも、建物全体の価額が補償されます。他方、半永続的構造物と仮設構造物については、損壊率に応じた補償がなされます。これらの補償方針は、インド国内法（Compensation and Transparency in Land Acquisition, Rehabilitation and Resettlement Act, 2013）に沿ったものです。</p> <p>残地が僅少である場合：用地取得に関しては、土地区画の一部の取得が必要である場合、その一部についての補償が行われます。ただし、一部の用地取得によりその土地区画の残地が僅少で、それまでの商用や他の用途に供せなくなる場合には、区画全体の補償が行われます。</p> <p>当該補償方針（残地・残物件収用）を Entitlement Matrix に記載すべき：ご指摘の通り、以上の補償方針（残物件・残地収用）を Entitlement Matrix に記載するよう実施機関と合意します。</p>

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員 名	回 答
		Entitlement Matrix に記載の'Unviable'の定義を明らかにすること。(Source:同事業フェーズ4の SIA P58 Table6.10 Scale of Impact on Structure 並びに SIA P116 Table12.1 Entitlement Matrix2)) (質・コ)		
44.	DFR3 Table6-103: Entitlement Matrix(P6-244) 6.9.5 Valuation and Compensation for Losses (2) Compensation (P6-248) 協力準備調査 ス コーピング案への 助言対応表 番号 7	地価・建物再建価格の設定について 再建価格 (Replacement Cost) での補償となっ ていますが、補償時と移転時で時間のズレが生 じて、周辺の地価や建物価格、資材価格が高騰 した場合の追加補償の有無如何？ 例えば、「協力準備調査 スコーピング案への 助言対応表 番号7」には、「これまで JICA が 支援してきた道路網連結性改善事業の苦情処 理メカニズムの運用状況としては、メガラヤ州 NH51 (Tura-Dalu 区間) の道路改善で4 通の 苦情 (被影響建築物の不適切な評価額、補償増 額要求、補償対象者の漏れ、補償対象建築物の 漏れ) が被影響住民から RAP 実施モニタリン グの委託先である NGO に提出されており」と の記載がありますが、被影響建築物の不適切な 評価額や補償増額要求には、実施機関の補償単 価が物価水準の高騰に追いついていない状況 があるのではないのでしょうか？ (質)	小椋 委員	6.9.15(4)Resettlement and Rehabilitation Budget によれば、物価上 昇率 12%は予算全体にかかっていますので、再建の時点の物価に応 じた支払がなされることとなります。
45.	DFR3 6.9.5 Valuation of and Compensation for Losses (3) Assistance (P6-249)	休業補償一時金(Allowance)と最低賃金との比 較 この欄に記載 Allowance(Rs.50,000) や Wage(Rs.8,471.40/month)は本件事業施行の州 の最低賃金あるいは平均賃金に比しての多寡 如何？ 農業従事者や商店 (あるいは製造業) 従業員に	小椋 委員	政府による貧困対策支援の基準となる Poverty Line (貧困線) は、 メガラヤ州の農村地域では Rs.888/月、都市域で Rs.1,150/月となっ ています。また、メガラヤ州の最低賃金 (2022 年 4 月) は以下の 通りとなっており、こちらと比較した場合、補償額は小さくはない と考えます。他方、各種補償一時金は建造物・店舗ごと、3 か月の 平均賃金からの概算額等から算出されておりますので、最低賃金と の単純比較は難しいとの認識です。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員 名	回 答
		対する再就職期間のつなぎ補償（休業補償）はメガラヤ州の平均賃金相当、あるいは、少なくとも最低賃金は上回る額を補償すべきではないでしょうか。（質・コ）		<メガラヤ州の平均賃金（2022年4月）> Unskilled : Rs.373/日 Semi-Skilled: Rs.423/日 Skilled: Rs.473/日 Highly - Skilled: Rs.522/日
46.	DFR3 6.9.8 Measures of Livelihood Restoration (P6-251)	<u>生計回復支援対象の範囲について</u> “The R&R framework of the project provides that the loss of livelihood which would mainly result from the loss of land will be compensated by way of:”との記載がありますが、生計回復は土地所有者に限定されていますか？ 例えば、Commercial Squatters (Street Vendors)に対する生計回復支援策の有無と内容如何でしょうか？（質）	小椋 委員	生計回復支援策は土地所有者だけではなく、非土地所有者に対しても実施される計画です。ご質問の Commercial Squatters (Street Vendor) については Table 6-103 の Entitlement Matrix のうち、7. Vendors の位置づけで生計回復支援策 (subsistence allowance for 3 months) の対象となります。 当該箇所の記載を“The R&R framework of the project provides that the loss of livelihood which would result from the loss of land (titled and non-titled) and structures will be compensated...”と FR にて修正します。
47.	DFR 6-53	Land and Soilの維持管理は、チェックされているが、影響なしとしています。しかし、地滑り区間や土捨て場などのリスクはあるので、モニタリングは必要と思われます。（コ）	山岡 委員	モニタリングフォームには Spoil disposal、Land slid and soil erosion の項目を設けており、当該リスクについてモニタリングを行う予定です。
48.	DFR 6-55 & 200	非自発的住民移転（Involuntary Resettlement）は建設中やその後もモニタリングが必要です。チェックすべきと考えます。 C/O: There is a high possibility of resettlement to adjacent areas, and it is assumed that there will be little impact after resettlement due to compensation and rehabilitation support. Evaluation of the efficiency of mitigation and enhancement measures; Updating of the actions and impacts of baseline data; (コ)	山岡 委員	スコーピング表の非自発的住民移転の影響については、建設中と供用後についてもチェックを入れます。非自発的住民移転のモニタリング手法については「6.8.2(2)Monitoring Plans for Environmental Condition」ではなく、RAP の一部として記載するよう審査で合意します。
49.	DFR 6-162 & 169	非自発的住民移転（Involuntary Resettlement）は建設中やその後の影響はないと決めるのではなく、モニタリングによって、影響を調べる必要があります。 Construction phase and Operation phase: No	山岡 委員	RAP の一部として、建設段階および供用段階における非自発的住民移転の影響に関するより詳しいモニタリング手法を記載するよう審査で合意します。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>impact is expected due to availability of resettlement sites adjacent to present location and adequate compensation and resettlement assistances.</p> <p>The operational stage involves the following activities by the Authority Monitoring of environmental conditions through approved monitoring agency; and Monitoring of operational performance of the various mitigation/enhancement measures carried out.</p> <p>（コ）</p>		
50.	DFR 6-258&263	<p>NGO の役割と責任は大きいようです。NGO は、どのような契約方式で適正に決定されるのでしょうか（公募など）。</p> <p>NGO will be principally responsible for the day-to-day implementation work.</p> <p>The unit cost for hiring of the implementing NGO has been calculated on a lump sum basis forRs. 94,50,000/-. A 10% contingency has been added in order to adjust any escalation.</p> <p>（質）</p>	山岡委員	<p>NGO はインド国内法に基づき競争入札または見積もり合わせにより適切に選定される予定です。実施機関が直接契約し、管理責任を負う想定です。</p>
51.	6-228	<p>Table 6-89 の中に No.1-6 が出てきますが、これは事業区間の区分を示すのでしょうか。これを示す図はあるのでしょうか。</p> <p>また、Table 6-88 と同じタイトルなので、区別できるものにした方が良くはないのでしょうか。（質）</p>	米田委員	<p>「No.1+No.2」とは、この表中の項目番号 1 の面積と項目番号 2 の面積の合計を指します。同様に「No.3-No.4」とは、項目番号 3 の面積から項目番号 2 の面積を引いたものを指します。「No.5-No.6」は項目番号 5 の面積から項目番号 6 の面積を引いたものを指します。</p> <p>表 6-88 のタイトルを Breakdown of Land Requirement と変更します。</p>
52.	6-269	<p>最初と、第 2 段落の最初に These Acts とありますが、具体的に何を指すのでしょうか。（質）</p>	米田委員	<p>前節に出てきた 22nd Constitutional Amendment Act, 1969 と、the North Eastern Areas (Reorganisation) Act 1971 を指します。FR にて明記します。</p>
53.	6-273	<p>5 行目の Bodo は唐突な印象ですが、なぜここに書かれているのでしょうか。p.6-43 の憲法抜粋の下から 5 行目に Bodoland というのがあります。</p>	米田委員	<p>5 行目の Bodo を含む一文は、Assam 州の指定部族 Bodo 族に関する記載であり、本事業の社会配慮とは無関係であるため、削除いたします。</p>

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員 名	回 答
		<p>ますが、このことでしょうか。説明が他にあれば、その場所をご教示ください。 またこれは、p.6-269の最下行に minority tribe として書かれている Boro とは別のものでしょうか。（質）</p>		<p>なお、この Bodo 族とは、憲法抜粋にある Bodo 族のことです。 p.6-269の最下行にある Boro 族と Bodo 族の関係は確認しておりません。</p>
54.	<p>DFR3 6.9.10 Grievance Procedure (P6-253)</p> <p>協力準備調査 ス コーピング案への 助言対応表 番号 7</p>	<p><u>苦情等(Grievance)の内容について</u> 現在までの Grievance（苦情・照会）の内容と 対応策を教えてください。</p> <p>例えば、「協力準備調査 スコーピング案への 助言対応表；番号7」には、「これまで JICA が 支援してきた道路網連結性改善事業の苦情処 理メカニズムの運用状況としては、メガラヤ州 NH51（Tura-Dalu 区間）の道路改善で4通の 苦情（被影響建築物の不適切な評価額、補償増 額要求、補償対象者の漏れ、補償対象建築物の 漏れ）が被影響住民から RAP 実施モニタリ ングの委託先である NGO に提出されており、同 メカニズムに沿った対応により、西ガロ丘陵 政府からメガラヤ PWD への確認要請がなさ れていることを確認した。」とありますが、こ れらの苦情に対する実施機関の対応状況は如 何でしょうか？（質）</p>	小椋 委員	<p>NH51に関連する4通の苦情については、苦情処理メカニズムを通 じて解決済みと当該事業の実施機関である NHIDCL（フェーズ1か ら6までの実施機関）より報告を受けております。</p> <p>本事業においても独立した苦情処理メカニズムの設置について実 施機関と引き続き協議を行います。</p>
55.	6-219	<p>モニタリングフォーム（6-219）では物理化学 環境の測定のみが実施項目として予定されて います。道路による表層水動態の変化（流路、 流量など）が住民の生活域や農地や山岳部での 狩猟場といった生計に関わる活動や伝統的な 行事の実施にもたらす影響についての考慮は いかがするのでしょうか。（質）</p>	石田 委員	<p>道路による表層水動態の変化（流路、流量など）が住民の生活域や 農地にもたらす影響の項目をモニタリングフォームに追記し、RAP 及び FR でも反映します。</p> <p>「山岳部での狩猟場といった生計に関わる活動や伝統的な行事の 実施にもたらす影響」につきましては、そのような影響は想定され ないため、モニタリングは予定されていません。</p>
56.	6-266、268	<p>このフェーズ7では先住民族計画（IPP）は作 成せず Acton Plan for Scheduled Tribe の作成 で代替するとのことですが、フェーズ1から6</p>	石田 委員	<p>6.10.1.(1)節に記した通り、本事業の影響を受ける指定部族は、被 影響地域内では、指定部族に異なる居住地または祖先地域への集 合的な愛着は確立されておらず、また、他の地域から指定部族を分離</p>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>までもそのようにされてきたのでしょうか。（質）</p>		<p>する文化、経済、社会、政治制度はありません。さらに、被影響地域における指定部族の生活形態は、指定部族以外の一般住民のそれと事実上同じです。このため、世銀の定義による先住民族には当たらないと見なし、先住民族計画（IPP）は作成されておられません。一方、本事業の影響を受ける指定部族は、世銀の定義による先住民族には当たらないものの、事業対象地はインド国内法に定める指定部族地域で、指定部族が被影響民の多数を占めることから、「指定部族のための行動計画」を作成しました。</p> <p>なお、先行するフェーズ1から6についても独立したIPPは作成されておらず、RAPの中で調査がなされる、または上記で記述したような対応が取られております。</p>
57.	6-272 6-273	<p>事業の影響を受ける場所に住む指定部族のうち82%の人たちは先祖代々の土地への愛着や伝統的な暮らしからはもはや離れてしまって主流民族（mainstream population）と同様の暮らし方となっている、との記述があります。その記述を巡り以下の2つの点を教えてください。</p> <p>1. 残りの12%の人たちは指定部族としての暮らしを営んでいたり伝統行事、伝統的な暮らしを重視した生き方をされているのでしょうか。また、その人たちへは事業が影響をあたえないのでしょうか。</p> <p>2. 6-273最初の段落の最後では、文化的社会的に指定部族への影響は無い、と書かれていますがその根拠はどういうものなのでしょうか。（質）</p>	石田委員	<p>1. 「指定部族世帯の82%」とは、被影響世帯全体のなかで指定部族世帯が占める割合が82%であることの誤記でした。FRにて修正します。被影響地域に住む指定部族の中に伝統行事、伝統的な暮らしを重視した生き方をしている人はおらず、それらへの影響はありません。</p> <p>2. 被影響地域の指定部族は「先祖代々の土地への愛着や伝統的な暮らしからはもはや離れてしまって主流民族（mainstream population）と同様の暮らし方となっている」ことによります。その根拠は現地再委託調査員による直接観察です。また、被影響民の生業についてのアンケート調査でも、狩猟・採集など、伝統的な資源利用は確認されません。</p>
58.	6-277	<p>フォーカスグループ・ディスカッション（FGD）を必要に応じて多用して事業の影響を受ける人々の意見を丁寧に聞くことができたことは良い試みだと思われます。</p> <p>そして、女性たちからは手工芸品の作成と販売について訓練の場が欲しいとの要望が出されていますので、その要望を積極的に取り上げ</p>	石田委員	<p>RAPには生計回復の一環として、被影響住民の女性への職業訓練が計画されています。手工芸品作成・販売にかかる訓練への要望について生計回復支援策の策定に当たり考慮するよう実施機関に審査で申し入れます。</p>

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員 名	回 答
		て配慮してほしいと思います。いかがでしょうか。（コ）		
59.	6-273～	COVID 流行の中、苦勞して小さな会合を積み重ねた様子がうかがえ、敬意を表します。しかし、各レベルでの協議について、もう少しわかりやすく整理していただければもっと良かったと思います。計画的な会合とアドホック的な（？）会合が混在しているように見受けられます。会合の開催地をルート図に示していただくと、より理解しやすいように思います。また表と写真説明(例えば Table 6-113 と p.6-278 以下)は対応していない別の会合なのでしょうか。可能なら合体して一つの表とした方がわかりやすいと思います。（コ）	米田 委員	会合の開催地をルート図に落とすという点についてはFRにて対応を検討致します。表と写真説明についてはわかりにくい表記となっており大変失礼いたしました。FR上で修正いたします。2022年1月までの協議報告については、ご指摘の報告内容の不一致など問題がありましたので、修正します。
60.	6-283	本文下から2行目から、2021/5/25以降に予定していた会合が6月に延期になったと理解しましたが、この会合の結果は書かれていないのでしょうか。あるいはルート変更で2022年まで延期されたのでしょうか。（質）	米田 委員	2021年6月に協議は実施されていません。ご理解の通り、路線変更のため、この後の協議は2022年1月まで延期されました。その旨が分かるようにFRにて修正します。
61.	4-21～90	Appendix は添付されていないようですが、助言には不要という判断でしょうか。（質）	米田 委員	本文の Appendix を指しており、大変失礼いたしました。助言には不要と判断しました。
62.	事前配布資料 DFR 36-155p	(3) Meteorological Parameters、Felling of Trees に記載の「Around 1,866 numbers of trees will be planted against 18660 number of trees felled.」は数字が間違っており、FRでは修正すること。（コ）	谷本 委員	質問 19. の回答を参照ください。
63.	DFR3 6.9.8 Measures of Livelihood Restoration (P6-251)	<u>地域振興・生計回復策として「道の駅」の提案</u> 日本の ODA ならではの生計回復策として、日本の幹線道路沿いにある「道の駅」のような沿道開発（道路空間利用）により、地域産物の産直機会の創出、地域の継続的な雇用創出といった生計回復策は提案できないのでしょうか？	小椋 委員	地域振興・生計回復策としての「道の駅」の提案を頂きありがとうございます。現状では、RAP には生計回復の一環として、代替生計手段の開発のための被影響住民への職業訓練等が計画されています。インド北東部地域で「道の駅」の計画・実施の難しさはあると考えますが、検討させていただきます。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		（道路建設工事期間中の Worker としての雇用だけでは工事完了後の雇用機会が途絶えてしまうことを懸念します。）（質・コ）		
64.	6-300	2. Adaptation Measures における箇条書きの項目について。上から 5 項目目、7 項目目、8 項目目はこの地区ではなく沿岸地区における影響にかかるものではないでしょうか。（コ）	石田委員	本件事業には適用されない、沿岸域での影響への適応策を削除します。
65.	モニタリングに関わるページ全て	<p>環境モニタリング計画ではモニタリング項目を一つ一つ丁寧に検討されていると思われま</p> <p>す。</p> <p>そういう形であるからこそ持続的な開発につながるモニタリングの在り方を考える機会となりえると考え以下のことを提案します。</p> <p>『モニタリングで集まるデータを集積しデータベースとして保存、分析し各項目値の変動を誰もが追跡できるようにしておく（可視化など）、そして、モニタリングデータの公開を行い地域に関心をもつ人たちの誰もが利用できるようにする。』</p> <p>その狙いとは、モニタリングデータが集まって定期的に分析されることでその後のモニタリング方法にも影響を与えたり、モニタリングを現場で実施監督する人たちへの研修材料となったり、或いは地域の人たち（特に就学児童や生徒）の学習の資料と機会となる、など様々な活用が考えられます。</p> <p>それは、SDGs へと目を向けると目標 9（産業と技術革新の基盤を作ろう）、11（住み続けられ街づくりを）、12（つくる責任つかう責任）、15（陸の豊かさを守ろう）、17（パートナーシップで目標を達成しよう）に関連すると思われま</p> <p>す。道路が通る地域の子供たちにとっては SDGs 4（質の高い教育をみんなに）も直接関</p>	石田委員	環境モニタリングにかかるご意見をありがとうございました。個別案件のモニタリング結果は相手国政府等の合意を前提として JICA ウェブサイトで公開を行っていますが、モニタリングデータの有効な活用方法にかかる検討の参考とさせていただきます。

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員 名	回 答
		連してきます。（コ）		
66.	4-2	2段落目でCH30+000 (30.000 km)とあるのは、SC 時の回答表 8にあるように、記述の説明と理解しました。とすると、4行目のCH62+749 (32.749 km) は 62.749km と理解して良いでしょうか。（質）	米田 委員	ご理解の通りのため、FRにて修正します。
67.	4-19	4.2のタイトルのNH128BはNH127Bと理解して良いでしょうか。（質）	米田 委員	ご理解の通りのため、FRにて修正します。
68.	6-87	Faunaの列記の5行目のMadras Tree shrewは4行目と重複ではないでしょうか。	米田 委員	ご指摘の通りのためFRで削除します。